

第3号様式（第4条関係）

再生利用業個別指定証

津市指令環政第548号

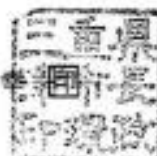
令和6年3月21日

住 所 津市戸木町5012番地

氏 名 有限会社 三功

代表取締役 片 野 宣 之 様

津市長 前 葉 泰 幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ~~第2条第2号~~ の規定により、次のとおり再生利用業の個別指定を受けた者であることを証明します。

指 定 年 月 日		平成7年7月1日
指 定 番 号		第2号
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	再生活用
	取り扱う一般廃棄物の種類	津市内から発生する動植物性残渣・紙くず（但し、市外からの搬入については、事前に排出市町村から津市に協議を要する）
再生利用の方法		動植物性食物残渣に副資材を混合し、堆肥化する 処理能力：動植物性残渣 9.6 t/日 紙くずを廃プラスチックと破砕・圧縮固化し、RPF（固形燃料）化する 処理能力：紙くず 4 t/日
取引関係		動植物性残渣：瀬原温泉病院ほか434社 紙くず：瀬達藤製作所ほか24社
有効期間		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
再交付・書換え交付(理由及び年月日)		更新